

多文化共生社会と平和主義（憲法 9 条）の関連性に関する研究

― 群馬県に住む外国人労働者を通して考える

藤井 正希、Masaki FUJII（群馬大学）

1. 外国人労働者の必要性

（1）少子高齢化

2015 年の国勢調査において約 1 億 2,709 万人であった日本の総人口は、2022 年には約 1 億 2,495 万人、2070 年には約 8,700 万人となり、しかも高齢化率は 39%の水準になると推計されている。2015 年時点より 4 千万人以上の減少となり、日本は半世紀の間におよそ 3 分の 1 の人口を失うことが予想されている（2023 年版・厚生労働白書）。

（2）労働力不足問題

2023 年 4 月時点における全業種の従業員の過不足状況を尋ねたところ、正社員が「不足」と感じている企業は 51.4%にのぼっている。今後の少子化、定年退職者の大量発生により、さらなる労働力不足が懸念されている（帝国データバンク・2023 年 4 月、人手不足に対する企業の動向調査）。

2. 外国人技能実習制度の概要と問題点

（1）概要

主に開発途上国の労働者を一定期間日本で受け入れ、技術や知識を学んでもらい、本国の発展に生かしてもらう、いわば「国際協力・貢献」のための制度である。転職や家族の帯同はできず、最長期間は 5 年で延長も不可であり、帰国が前提の制度である。

（2）問題点

①事実上、日本の人材不足の産業分野での「労働者不足を補う制度」となり、低コストで外国人労働者を調達しうる手段として使われている。②外国人の単純労働者を「移民」として受け入れることについて世論は一貫して否定的なことから、「移民」という議論に踏み込まない形で、外国人

労働者を受け入れできると発案されたものであり、そもそも最初から建前と本音が乖離した制度であった。

3. 外国人特定技能制度の概要と問題点

（1）概要

①「特定技能 1 号」は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識または経験を要する技能を持ち、業務に従事する外国人向けの在留資格である。1 年を超えない期間（最長 5 年）滞在が許可であり、転職は可だが家族の帯同は不可である。これに対して、②「特定技能 2 号」は、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、転職や家族の帯同、在留期間の更新も制限なく、事実上の“永住”も可能となっている。

（2）問題点

①技能実習と特定技能は、制度目的が真逆である。②両者は制度目的が異なるにもかかわらず、特定技能は技能実習からのキャリアアップの制度となっている。③技能実習制度にあって特定技能制度にない分野もあり、希望者の約 15%が技能実習から特定技能へ移行できていない。④「事実上の移民政策」として特定技能 2 号の制度には反対も多い。

現在、政府は技能実習制度を廃止して、特定技能制度を発展させた新たな制度を創設しようとしているが、その新制度の詳細は現時点ではいまだ明らかになっていない。

4. 試論

（1）平和主義とは

平和主義は、「日本が“武器を持たず”、“戦わ

ず”に自国の平和を維持していくこと」を高らかに宣言したものであり（憲法 9 条）、それを踏まえて憲法前文では、「国際社会において、名誉ある地位を占める」ことによって国を護り、平和を実現することを決意した。

外国人に日本で技術を身につけてもらい、母国でそれを活かしてもらう「技能実習制度」も、外国人に日本で働いてもらうことにより中小企業の労働力不足を補う「特定技能制度」も、さらには「青年海外協力隊」や「ワーキングホリデー」等、日本人が外国に出かけ、外国人に日本の技術や文化を伝授することや、労働力としてその国の発展に貢献することも、すべて日本および日本人に対する敬意と尊敬を高めることにより、日本および日本人が国際社会において、名誉ある地位を占めることにつながる。このように武器や武力ではなく、日本および日本人が国際社会において、名誉ある地位を占めることによって国を護り、平和を実現することがまさに平和主義なのである。

かかる観点からすれば、例えば技能実習制度はむしろ廃止せずに、外国人に対して働きながら日本の技術を学ぶ場所を提供することにより、日本で高度な技術や技能を学んだ外国人が祖国に帰って十分に活躍できるような制度にする必要がある。その際には、営利的な観点は一切排除し、むしろ積極的に税金を投入すべきである。

（2）移民社会の必要性

日本政府はこれまで移民受け入れについては一貫して否定し、正面からは移民を受け入れてはいないが、特定技能 2 号の在留資格だけでは移民社会の実現にはほど遠く、今後の日本における少子高齢社会・人口減少社会が生み出す急激な労働力不足問題には到底、対応することはできない。

多くの日本人は、外国人の単純労働者を「移民」として受け入れることについては一貫して否定的である。しかし、例えば 2019 年に日本で出生した子どものうち、25 人に 1 人は少なくとも両親の一方が外国人であり、日本はすでに実態は「移民社会」なのである。厳格な要件を定め厳選

した上で、毎年一定限度、日本は完全な「移民」を受け入れるべきであると考え。すなわち、「転職や移転、家族の帯同等が自由に認められ、永住権や社会保障が与えられた外国人労働者」を移民として正面から認めるべきである。

（3）多文化共生社会と平和主義の関連性

多くの自国民が日本で幸福で安定した生活を営んでいるとしたならば、その国は日本を攻めようとは思わない。日本が多くの外国人を受け入れ、日本で真に多文化共生社会が実現するならば、日本に対する敬意と尊敬はますます高まり、世界における日本の発言力、説得力は格段に強まる。それが日本の非軍事平和外交の大きな武器となる。このように、日本における多文化共生社会の成立は、平和主義の実現に直結する。多文化共生社会と平和主義は一見すると無関係のように思われるが、実はこの点で両者には深い関連性がある。

日本が移民を受け入れ、移民国家になることに反対の国民に対しては、平和主義を根拠に理解を求めるべきである。また、外国人労働者、移民、難民の受け入れを拡大し、彼らに対して日本における生活を保障する代わりに、日本の自衛隊は、国連軍や多国籍軍、武装した軍人で編成される国連平和維持軍（PKF）等には一切、参加しないことを世界に宣言することが望ましい。それはまさに“武器や武力による平和”から“人間の絆による平和”への発想の転換を意味する。

引用文献

- 1) 鳥井一平：『国家と移民—外国人労働者と日本の未来』（集英社，2020）p.35-37.
- 2) 宮島喬：『「移民国家」としての日本—共生への展望』（岩波書店，2022）p.44-45.
- 3) 鈴木江理子編著：『アンダーコロナの移民たち—日本社会の脆弱性があらわれた場所』（明石書店，2021）p.8-9.
- 4) 友原章典：『移民の経済学—雇用，経済成長から治安まで，日本は変わるか』（中央公論新社，2020）p.208-211.

ナショナルな記憶とナラティブの問題性

：ポーランドのミュージアム事例から

土谷 岳史、Tsuchiya Takeshi（高崎経済大学）

1. はじめに

近年、さまざまな国において分断が大きな問題として指摘されるようになってきている。とくに、移民排斥や各種マイノリティの排除を求心力とする右派ポピュリズムの勃興は、社会の分断を加速させるものとして学術的にも社会的にも重要な検討課題となっている。マジョリティにとって心地よいナラティブがマイノリティの存在や過去の過ちを消去しながら拡散されることも多い。歴史修正主義や歴史否認主義と呼ばれる動きはその最たるものであろう。日本も含めて、史実を無視した自閉的で享乐的な記憶のナラティブの力が増しているように思われる。

一方で、西洋諸国においてはホロコーストの記憶が、二度と繰り返してはならない、国境を超えた普遍的な教訓の記憶とされて物語られてきた。しかしながらこのホロコーストの記憶が、2023 年からのイスラエルのガザでの振る舞いを擁護するために動員されるに至って、コスモポリタンで普遍的とされてきたこの記憶レジームが、西洋の植民地主義の焼き直しに過ぎないものでしかなかったとの強い批判も生んでいる。

以上の点を近年注目されている記憶の政治の観点から言えば、反省的で開かれた記憶のナラティブをひとつとがいかに共有できるかが多文化共生社会実現の課題として指摘できるだろう。

本報告では、ナショナルで自閉的な記憶の物語と、コスモポリタンまたはトランスナショナルで普遍的な記憶のナラティブの相克の場として、ポーランドのミュージアムに注目する。

2. ポーランドの記憶の政治

(1) 諸国民の中のキリスト

周知のとおり、ポーランドは旧共産圏の国であ

る。Kubik (1994) によれば、ポーランドの共産主義体制はソ連中心の記憶の物語を構築しようとした。しかし、カトリックの信仰が強いなかで、この試みは貫徹しなかったと言える。民主化運動のなかでカトリックは言説の核のひとつをなし、体制返還後のポーランドにおいては、幾度も英雄的な犠牲となってきたポーランド、「諸国民のキリスト」であるポーランドというナショナルな記憶が主のナラティブとなっていく。本ナラティブにおいては、反ユダヤ主義の歴史やナチに協力した過去は抑圧、消去され、共生社会としてのポーランド、ユダヤ人を救ったポーランド人、無力な傍観者であるしかなかったナチの被害者であるポーランド人といった記憶が強調される。

(2) EU における記憶の政治とポーランド

西洋諸国では 90 年代ごろからホロコーストへの自国の関与の反省がされるようになった。EU においてもホロコーストの記憶は、二度と繰り返してはならない負の歴史として位置付けられ、EU 創設神話の核となっていく。2000 年代以降の新規加盟国は、この EU 創設神話としてのホロコーストのナラティブを受け入れ、体制を整備することが求められた。ソ連中心史観および犠牲者としてポーランドのナラティブのいずれにおいてもユダヤ人が不在であったポーランドでも、EU のホロコースト・ナラティブを受け入れることになった。

一方で、土谷 (2024) で明らかにしたように、EU 加盟が果たされるとポーランドをはじめとする中東欧諸国は、自身の記憶レジームを EU に持ち込む、記憶の政治闘争を行うようになった。その結果、ホロコースト言説は他の全体主義およびその犠牲者の言説と統合され、ユダヤ人の存在も

相対化されていった。ポーランド国内においても法と正義（PiS）政権はいわゆる記憶法を制定してホロコーストへのポーランドの関与を否定し、ナショナルな主のナラティブを防衛していく。

3. ポーランドのミュージアム

ポーランド国内で行われる記憶の政治の主要な場のひとつがミュージアムである。Pruulman-Vengerfeldt & Runnel (2018)に従えば、民主社会においてミュージアムに期待されるのは、市民をエンパワーメントし、相互の対話や熟議を促進する役割である。本報告では2つのミュージアムを取り上げて、検討したい。

(1) Polin

Polin は首都ワルシャワにある、ポーランドのユダヤ人の歴史をテーマにしたミュージアムである。常設展示は 2014 年に公開された。国際的なホロコーストの記憶の動きの影響下でプロジェクトは始まったものの、いわゆるホロコースト・ミュージアムではなく、ポーランド社会とユダヤ人との共存の歴史を描こうとしている。非リベラル・デモクラシーを標榜し、EU やマイノリティを攻撃しながら支持を獲得しようとする PiS が野党だったこともあり、Polin は国際的なチームによって作られ、共存だけでなく対立や差別にも触れた展示が作られた。しかしながら、Grudzińska-Gross & Nawrocki eds. (2016)のように、展示内容はポーランドの主のナラティブと矛盾しないように、歴史を漂泊しているのではないかとの批判もある。トランスナショナルな記憶のナラティブとポーランドの主のナラティブがどのように衝突し、混ざり合っているのか、先行研究の指摘を踏まえて検討したい。

(2) 第2次世界大戦博物館

PiS の影響をより強く受けたのが、北部の都市グダンスクにある第2次世界大戦博物館である。Machcewicz (2019) が記す経緯によれば、PiS と比較するとリベラルで親 EU の市民プラットフォーム

（PO）政権のもと 2008 年に始まったプロジェクトは、2015 年に PiS が政権を獲得すると即座に介入の対象となった。プロジェクトの主導者らは PiS の介入に対抗しながら開館にこぎ着けた。本博物館の展示内容からわかるのは、ナショナルな主のナラティブの範囲内にありながらも、より多面的な視点から市民の姿を描き出そうとしている点である。一方で、開館後に PiS の介入によって修正された点からは、自閉的な記憶のナラティブの特徴が明確に見えるだろう。それはマジョリティの瑕疵のない英雄的で犠牲的な自画像であり、批判を受け付けけない姿勢を見せつけるものであるように思われる。

本報告ではこの 2 つのミュージアムの事例から多文化共生社会へ向かう課題として、ナショナルな主のナラティブが孕む排他性と、トランスナショナルまたはコスモポリタンな記憶のナラティブのあり方について考えてみたい。

引用文献

- Grudzińska-Gross, Irena & Iwa Nawrocki eds. (2016) *Poland and Polin: New Interpretations in Polish-Jewish Studies*, Peter Lang GmbH.
- Kubik, Jun (1994) *The Power of Symbols Against the Symbols of Power: The Rise of Solidarity and the Fall of State Socialism in Poland*, The Pennsylvania State University Press.
- Machcewicz, Paweł (2019) *The War that Never Ends: The Museum of the Second World War in Gdańsk*, De Gruyter Oldenbourg.
- Pruulman-Vengerfeldt, Pille & Pille Runnel (2018) “The Museum as an Arena for Cultural Citizenship: Exploring Modes of Engagement for Audience Empowerment,” in Kirsten Drotner, Vince Dziekan, Ross Parry & Kim Christian Schröder eds., *The Routledge Handbook of Museums, Media and Communication*, Routledge.
- 土谷岳史 (2024) 「EU における記憶の政治：ホロコーストの記憶とロマの承認をめぐる」『高崎経済大学論集』第六六巻第四号。

農業分野における外国人労働者の役割をどう把握するか？

： 孺恋村におけるキャベツ生産の事例から

永田 瞬、Shun NAGATA（高崎経済大学）

1. はじめに（問題の所在）

日本の農業では収穫期の季節労働力をどう確保するかが長年の課題となっている。野菜などの産地では、伝統的に収穫期間に季節労働力を活用してきた。これら季節労働力の多くは短期間の有期雇用が多く、かつては中高年齢層の女性労働力や学生アルバイトが利用されてきた。しかし、農業分野の収穫労働が肉体労働であることや、それ以外の産業への出稼ぎ労働が増えていく中で、次第に日本人の季節労働力が集まりにくくなってきた。そこで 2000 年代前後から注目されるのが季節労働力の代替機能を果たす外国人労働者の存在である。厚生労働省の調査によれば、農業分野の外国人労働者は、2020 年 3 万 8064 人で、そのうち 86.7%は技能実習生である。コロナ禍の入国制限等で 2020 年以降、技能実習生数は減少し、新しい在留資格である特定技能労働者が増加している。

外国人技能実習生は、短期間での滞在を前提とするローテーション型の外国人労働者受け入れ（temporary migration system）である。それに対して、2019 年に受け入れが始まった特定技能労働者は、特定技能 1 号から特定技能 2 号へ移行すれば、家族呼び寄せや定住化も可能な在留資格である。農業分野の外国人労働者は、引き続き短期間の季節労働力としての役割を維持し続けるのだろうか。それとも、今後は、収穫期間以外も含めて、通年にわたって働くことが想定される労働力なのだろうか。基幹的農業従事者の高齢化が進む日本の農業分野が持続するためには、外国人労働者がいかなる役割を果たすのかを、事実即して考察する必要がある。

本稿では、群馬県吾妻郡孺恋村（以下、孺恋村）を事例として、外国人労働者が農業分野に果たす役割について考察する。孺恋村は大規模なキャベツ産地として、高度経済成長期以降に発展し、

産地指定を受けながら、東京都を中心とする消費地への野菜の安定供給地としての地位を固めた。孺恋村の主業農家率が高いが、ここ数年は、農家数の減少で、1 農家あたりの耕作面積が増えている。孺恋村では、大規模展開を志向する農家が、家族以外の雇用労働力として外国人労働者を活用している。これらの活用実態に目配りすることで、農業分野の外国人労働者の役割が明瞭になる。

2. 先行研究と本稿の課題

（1）問題の所在

中小企業経営や農業経営にとって外国人労働者はいかなる役割を担っているのだろうか。外国人労働者、とりわけ外国人技能実習生は、人手不足の中小企業経営において、労働力を確保する手段として機能してきた。外国人技能実習制度のもとでは、送り出し国の外国人労働者にとっては、受け入れ国との間の大きな賃金格差が、渡航する大きなインセンティブとなる。受け入れ側の中小企業経営や農業にとっては、規模別賃金格差を背景とした、日本人の若年労働力確保の難しさを代替する機能を果たしてきた。こうして外国人技能実習制度は、送り出し国の外国人労働者と、受け入れ国の中小企業経営や農業にとってウィンウィンの関係として理解されることが多い。

外国人技能実習制度は、職場移動に制限を行うなど外国人労働者の労働者としての権利を制約する中身を持っている。労働者の職場移動を認めない制度設計が多く、労働問題を引き起こしている。例えば、技能実習生が負担する多額の借金、不均等な労使関係による実習生の失踪などは、一部改善も見られるものの、抜本的にあらためられたとはいえない。こうした状況から、外国人技能実習制度に対して、米国国務省等から、職場の移動制限を強いることは、実態として人身売買であり、

奴隷制度であるとの批判が長年にわたって行われている。加えて、2020 年代に入って日本では円安ドル高の傾向が進む。送り出し国の外国人労働者にとって、日本に渡航するインセンティブは従来よりも下がっている。外国人労働者の獲得競争、制度としての労働者の権利制限、双方の視点から、外国人技能実習制度の見直しが必須の状況にある。

日本国内の縫製業を対象とした外国人労働者の研究では、外国人技能実習生は3年間の技能実習過程で確実に技能の幅を広げ、日本人の縫製管理の仕事を一部担う基幹労働力として位置づけられている。ところが、外国人技能実習生の処遇は、その技能の蓄積にもかかわらず、地域最低賃金レベルを大きく超えることはない。経営者が温情的に処遇を改善することはあっても、外国人労働者が当事者として労働条件を引き上げ、交渉する主体となることは想定されていない。

外国人労働者が将来的に中核的業務を継続的に担う存在になるのであれば、職場移動の権利を認め、安定した雇用を確保することが求められる。企業経営では一般的な透明性ある人事制度の構築も避けて通れない。加えて、外国人労働者が日本で長期的に滞在するのであれば、職場の労働環境整備のほか、生活者として地域社会に定着する支援策も想定しなければならない。現状の外国人技能実習制度の下では、外国人労働者が、労働者として、また生活者として地域社会に根付くことは想定されていないが、実態はどのようなのであろうか。縫製業以外の地域産業、例えば農業分野において外国人労働者が果たす役割を考察する必要がある。

(2) 先行研究と本稿の課題

嬭恋村のキャベツ生産については地理学の研究蓄積が多くある。また、嬭恋村での収穫期の労働力に注目した研究もある。後藤（2016）は、嬭恋村では施肥作業の機械化、栽培管理過程の省力化に加えて、収穫作業における季節労働力の活用や、2 世代家族労働力の投入が行われていることを指摘している。西野（2019）は、近年は収穫期の日

本人労働力を確保することが難しく、収穫作業は機械化も困難なため、外国人技能実習生を活用していることを明らかにしている。さらに、北崎（2022）は、嬭恋村農業ではコロナ禍で技能実習生 220 名のうち、102 人しか入国できなかったため、外国人労働者の派遣を行っているベンチャー企業から特定技能の在留資格をもつ外国人労働者を受け入れている点を報告している。

これらの研究は、高度経済成長期に嬭恋村のキャベツ生産体制が確立したこと、安定成長期以降に、大規模展開する嬭恋村農家にとって、外国人労働者が不可欠の存在になっていることなどを指摘している。ただし、2020 年以降に、外国人技能実習制度の見直しが進むも、今後、特定技能労働者も含めた外国人労働者受け入れがどのように変わっていくのかの分析は行われていない。

本稿では、農業分野における外国人労働者受け入れの特質を分析するため、嬭恋村のキャベツ生産における外国人労働者の役割を考察する。主として念頭に置かれるのは、1) 従来型の 7 か月契約の外国人労働者の受け入れなのか、それとも 2) 7 か月を超えた外国人労働者の受け入れ、なのかという点である。こうした問いに対して、技能実習生、特定技能労働者、双方の受け入れ実態やキャベツの生産過程への関与を分析しながら、現時点での暫定的な結論を導き出したい。

引用文献

北崎幸之助（2022）「群馬県嬭恋村の大規模キャベツ産地における外国人技能実習生の活用と課題」『環境共生研究』22。

後藤幸一（2016）「高冷野菜産地の再編：JA 嬭恋村キャベツ出荷組織とキャベツ作経営」八木宏典編『産地再編が示唆するもの（日本農業経営年報）No.10』農林統計協会。

西野寿章（2019）「大規模野菜産地の持続要因：群馬県嬭恋村を事例として」『地学雑誌』128（2）。

※【お断り】予稿集の内容は 2024 年 8 月時点のものです。発表当日までに内容が変更される可能性があります。その点、ご了承ください。

コロナウイルス禍での医療アンケートと、在住外国人に関する最新状況 —群馬県在住外国人アンケートやその他のトピックスから見えて来る解決の方向性—

青木武生、Takeo Aoki (JSA 群馬支部)・藤井正希・永田瞬・小谷英生・山田博文

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の日本でのパンデミックは 2020 年 4 月 9 日第 1 波に始まり、その後、第 2 波～第 10 波が起きたが、現在 2024 年 7 月～8 月現在第 11 波 (オミクロン KP.3 株) が九州・沖縄を中心に起こっており、全国に波及しつつある。県による感染情報の多言語表示は現在も行われているが、国におけるこれらの情報は日本語以外正しく表示されず、在住外国人に際する配慮は皆無である。

群馬県東部では、もともとスバルやパナソニックの工場で慢性的な人手不足が生じていたこともあり、1990 年に入管法が改正されたことをきっかけに、太田市、大泉町、企業関係者等で結成された「東毛地区雇用安定促進協議会」が、在留資格制度に加わった「定住者」ビザの利用を促進する形で日系ブラジル人や日系ペルー人をリクルートしたという経緯がある¹⁾。よって群馬、特に県東部では、日系 2～4 世も非常に多くなっている。

著者らは群馬県在住外国人が、コロナウイルス禍において医療へのアクセス状況、ワクチン等情報を得るのにどのような実態があったのか調査が必要と考え、これらの情報に関するアンケートをおこなった。対象者は群馬県内外国人が多く在住されている 5 市町村の国際交流協会の協力者と、外国語で典拠を行っているカトリック教会の信者である。日本の科学者 2023 年 4 月号に掲載されたこの調査期間は 2023 年 3 月～7 月である²⁾。

我々は、その後新たに「県立みらい共創中学校」(群馬県では初めての試み)での新しい取り組みに関する取材を行った。その他の関連するトピックスから見えて来る外国人居住者に関する最近の群馬県の状況について報告する。

2. アンケートの結果の概要とその他の状況

回収された 86 名のアンケート結果からは長期滞在者 41%、罹患者/居住者 34/62=54%、入院 8 名、宿泊療養施設 10 名、自宅療養 18 名 (+職場で PCR 検査 2 名を含む) +生活支援物質受取。

「住民票が無い場合」でも申請書を提出すれば、ワクチン接種が可能であることを「知らない」は 67.4%「ワクチン予約サイトへのアクセス方法や予約方法を知らない」が 44 名 (51.2%) であった。群馬県では、AMIGOS (特定非営利活動法人北関東医療相談会) や民医連 (全日本民主医療機関連合会) が運営する施設の 4 ヶ所および高崎中央病院 (はるな生活協同組合)、前橋済生会病院などに無料低額診療窓口があるが、それについての情報はほとんど周知されていなかった (74 名 81.4%)。

上記、AMIGOS は、1997 年群馬県において、「外国人の為の医療相談会」として発足。事務局長はカトリック教会助祭である長澤正隆氏である。同会と民医連の相談会 (2024 年) には 150 人が来場し、90 人の非正規滞在者もいる中で、診断を行い、医療機関への紹介を実施している。保険証を持たない人は 77%で、「現金がなく病院に行けない」などの声も多い³⁾。この支援団体に対する公的援助は皆無で、筆者も募金しているが、その原資は 100%募金である。2020 年 3 月群馬県はこの外国人未払医療費対策事業を廃止してしまったことから、これに対し 2024 年 1 月には外国人未払医療費対策事業の拡充を求める市民集會が行われた⁴⁾。図 1 は民医連が群馬県で対応する組織の一つである「群馬中央医療生活協同組合」が経営する病院が実施する「無料低額医療事業」の案内である。この事業は援助をもとめてくる外国人

に対応すればするほど赤字になってしまうが、命には代えられないと、現在も事業を継続している。

**医療費の支払いに
お困りの方はご相談ください**

無料低額診療事業のご案内

無料低額診療事業は、生計困難な方が経済的理由で必要な医療を受ける機会を制限されることがないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業として、社会福祉法に位置付けられています。

群馬中央医療生活協同組合は「一人ひとりのいのちが大切にされ、人権が尊重されるまちづくりに貢献する」という理念のもと、この事業に取り組んでいます。

◆**減免の対象となる方**

○生計困難者で、1ヶ月の世帯収入が生活保護基準の140%以下の方は、収入額に応じて医療費の本人負担が全額免除または一部免除になります。

○外国人、ホームレス・住所喪失不安定労働者、DV被害者等社会的援助を要する人などで、明らかに無保険の方は無料で診療を行います。

◆**実施している事業所** ※問い合わせ及び相談窓口

前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1	TEL 027(265)3511
太田協立診療所	太田市石原町927	TEL 0276(45)4911
前橋協立診療所	前橋市城東町3-15-28	TEL 027(231)6060
桐生協立診療所	桐生市相生町2-554-7	TEL 0277(53)3911
協立歯科クリニック	前橋市朝倉町830-1	TEL 027(265)6601

図 1. 群馬中央医療生活協同組合「くらしと健康」、657号、(2021)より⁵⁾。

群馬県では、(特に伊勢崎市や太田市では)産婦人科はもちろん、総合病院でも、スペイン語、ポルトガル語、中国語に対応するスタッフが常駐している病院が多い。これに比べ、長期定住外国人の老齢化に伴った介護付き老人ホーム等の対応はまだ心細い。2023年5月には伊勢崎市に外国人の高齢化に対応する「セイナ・コーポレーション」(小澤エリサ社長、自身もアルゼンチン出身の日系2世、ホームヘルパー介護支援施設)が開設された⁶⁾(スペイン語と日本語対応)が、訪問介護基準の切り下げと、対象者が想定したよりも少数であったことから、2024年8月をもって事業から撤退するという。非常に残念である。

はじめに触れたように、2024年4月には町民の2割を超える外国人居住が存在する県東部邑楽郡大泉町では、「町公務員採用試験における全7職種で国籍条項を撤廃した」という新しいニュースも飛び込んできた。2024年度の職員採用試験から群馬県内自治体で初めて全職種で国籍条項を撤廃し、永住権を持つ外国人の受験を可能とした。村山俊明町長は1日の定例会見で、昨年12月末の方針発表から同日までに計78件の意見が寄せられ、74件が反対、4件が賛成だったという⁷⁾。

一方、筆者らは、「県立みらい共創中学校」⁸⁾(群馬県では初めての試み)で取材を行った。こ

こでは、中学校教育を十分受けていないものに対し、国籍・年齢にかかわらず、無料で教育が受けられる夜間中学校である。この学校では様々な出身国に対応すべく、ネイティブ・バイリンガル相談員も多数用意され、無理に日本人化させるのではなく、母国と日本のアイデンティティ確立・学力の両方の相談に乗っているという。

3. さいごに

日本は、諸海外に比べ移住者に対する支援(例えば言語教育や医療)が非常に貧困であり、当然行うべき支援の多くを怠っている。例えば、移民成人に対する日本語教育に関して非常に初歩的な講座は行われているが、フランス、ドイツ等では、日常会話ができる程度までの教育が保証されている⁹⁾。EU諸国では、このような事業は国が責任を持って行っており、地方自治体丸投げの日本とは全く隔絶の感がある。その根本原因は日本政府が移民を認めていないことであり、現在の実態に即して移民を認め、諸外国で当たり前に行われている諸制度・支援を今すぐに始めるべきと考える。

参考文献 (最終閲覧日: 2024年8月15日)

- 1) 新藤 慶:「在留外国人の子どもの教育からみた多文化共生社会」『現代社会学研究』35、39-60(2022)。
- 2) 青木武生:「コロナウイルス禍での医療へのアクセスと、関係する情報の周知状況〜群馬県在住外国人アンケートから見えてくる問題とその解決策」、『日本の科学者』59(4)、35-40、(2024)。
- 3) 病状進行しても診察受けず…非正規外国人の医療実態、86%が生活習慣病、産経新聞オンライン 2024年5月30日記事、<https://www.sankei.com/article/20240530-N7YNP4CHFVKCBK4H2RSZMYFMLQ/>
- 4) 外国人未払医療費対策事業の拡充を求める市民集会、(主催 AMIGOS、移住連、反貧困ねーとワーク)
https://migrants.jp/user/news/709/mskga2i232sciwsnxbnc5_g670n_og.pdf。
- 5) 群馬中央医療生活協同組合「くらしと健康」、657、(2021)。
- 6) 日本で暮らす外国人 高齢になったらどう支える?…日本語わからず孤立してしまうケースも YOMIDR、2023年6月19日、
<https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20230606-OYTET50005/>。
- 7) 大泉町職員採用試験で「国籍条項撤廃」意見78件に反対74、大半は県外から、東京新聞 2024年3月2日記事、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/312644>
- 8) 群馬県初の夜間中学「みらい共創中学」ってどんな学校?、「みんなの学校新聞」<https://np-schools.com/news/8203>
- 9) 自治体国際化協会 編「海外における在住外国人の言語学習制度」『自治体国際化フォーラム』272(6)、2-16、2012。